

大阪府・大阪市特別区設置協議会 決定事項(案)

平成 26 年 7 月 23 日

特別区の設置は、住民投票で決定することが、大都市地域における特別区の設置に関する法律(以下、大都市法という。)の主旨である。この主旨に沿って、住民の意思を直接問うため特別区設置協定書(以下、協定書という。)を作成することが、法定協議会に課せられた至上命題である。この命を受けて、今回、協定書を作成した。今後、議論の舞台は、本協議会から大阪府議会及び大阪市会へ移ることとなるが、特別区を実現するために、下記の対応方針を決定する。

記

- 1 国との協議及び報告の結果、協定書の修正が必要となった場合は、規約第 5 条第 3 項及び第 6 条第 1 項に基づき、会長に、その取扱いを一任する。取扱いには、会長修正の場合の内容、範囲等を含む。
- 2 大阪府議会、大阪市会において、平成 26 年 12 月 31 日までに、修正提案がなされ、議会において協定書の承認が見込まれる場合は、積極的に修正に応じるものとし、規約第 5 条第 3 項及び第 6 条第 1 項に基づき、会長に、その取扱いを一任する。取扱いには、修正の可否、会長修正の場合の内容、範囲等を含む。ただし、特別区の設置の日及び大阪市域に複数の特別区を設置することを除く。
- 3 大都市法第 6 条第 3 項の規定の履行については、規約第 5 条第 3 項に基づき、会長に一任する。